

岩手県告示第279号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年4月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人江刺寿生会	奥州市江刺岩谷堂字下惣田290番地1	反町の郷指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	奥州市江刺岩谷堂字反町361番地1	令和2年2月26日